

豊田市と愛知教育大学との教育・保育及び子育て支援分野における連携に関する協定書

2021年2月4日

豊田市（以下「甲」という。）と愛知教育大学（以下「乙」という。）は、教育・保育及び子育て支援分野での連携協力をしていくために次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が連携協力のもと、人的・知的資源の交流と物的資源の活用を図り、教育・保育及び子育て支援分野において相互に協力し、地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲と乙は、次に掲げる事項について相互に連携協力をを行う。

- (1) 保育者養成や交流に資する事業に関すること
- (2) 教育・保育の調査研究及び専門知識の向上に関すること
- (3) 子育て支援の情報発信に関すること
- (4) その他甲及び乙が必要と認めること

（連絡調整窓口）

第3条 前条の連携協力を円滑かつ効率的に進めるため、甲及び乙の双方に窓口を設置し、連携協力を進めるに当たり必要な連絡調整を行う。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方又は相互連携機関より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定の日から1年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了日の3か月前までに、甲及び乙のいずれからも別段の申し出がなされないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第6条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項について必要

があるときは、甲及び乙が協議し、別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、それぞれ1通を保有する。

甲 豊田市西町3丁目60番地
豊田市長

大田 総務

乙 刈谷市井ヶ谷町広沢1
愛知教育大学長

野田 敦敬